別添

活動希望申請書の作成及び活動における注意事項

１　協定の種類「ふれあいの森」「社会貢献の森」について

区画①～③は「ふれあいの森」協定か「社会貢献の森」協定のどちらかを選んで対応する申請書で申し込んでください。
区画④～⑥は「社会貢献の森」の申請書で申し込んでください。

それぞれの説明は下記のとおりです。不明な点はお問い合わせください。

（１）**「ふれあいの森」**とは、ボランティア団体などが自主的な植栽、保育、森林保護等の森林づくり活動を行う場として利用いただくもの。
森林タイプ：森林空間利用タイプであること。

（２）**「社会貢献の森」**とは、企業の社会的責任（CSR）活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備を自ら又は事業者に委託して行う活動の場として利用いただくもの。活動内容はふれあいの森と変わりませんが、森林整備等を専門業者に委託することができます。ボランティア団体も応募できます。
森林タイプ：森林空間利用、水源涵養タイプなど。

２　森づくり活動の考え方について

（１）区画①～③

・令和３年に撤去した施設跡地のため、土壌の条件が悪い場所となっています。場合によっては、肥料等を用いて植栽を行う必要があります。
・ニホンジカ等の食害被害を防ぎ林地全体の下層植生及び植栽木の保護のため、植生保護柵の設置をするようにしてください。
・区域の周辺にはヒノキや広葉樹の母樹があるため、区域の一部については、種子から発芽した稚樹の保全により、森づくりを行うことも可能です。

（２）区画④～⑥

・過去ヒノキ等針葉樹を植栽しましたが土砂流出とシカ被害により成林しなかった場所です。面積が大きいため獣害防護柵に限定はしませんが、獣害対策が必要になります。
・国で設置した獣害防護柵が一部残っていますが、土砂流出により各所破損しているため、利用する場合は修理が必要です。
・ススキ等が繁茂しているため、植栽前に刈払いなどの整備が必要です。

（３）植栽について

・当該地域は標高 1,000～1,200ｍにありブナ、ミズナラ、ヒメシャラなどが見られる森林帯です。将来の姿を想定しながら、画一的な樹種選定によらず、地域に適合する多様な樹種による森づくりを目指して植栽をお願いします。
・遺伝子のかく乱を防ぐため、富士山国有林及びその周辺で採取された種子や稚樹で育てた苗木を推奨します。近県からの苗木も植栽できますが、園芸品種（シダレザクラなど）が入らないよう注意してください。
・高木性の広葉樹の育成が望ましいですが、早期に林地を保護するために低木や荒れ地に強い肥料木であるヤマハンノキやヤシャブシなどを植栽するなど、環境に合わせた工夫をしてください。また、モミやツガ等の針葉樹を植えることも可能です。
・植栽間隔については、適度な間隔で植栽をするほか、密植による植栽についても可能とします。
・植生保護柵を設置する場合は、雨水により発生した洗掘箇所を避けて張るようにしてください。

（４）当該地域については、ツキノワグマをはじめ多様な動物の生息地です。周辺地域でのツキノワグマ目撃情報が増えていますので、安全対策及び緊急時対応の計画を立ててください。

３　活動の内容及びスケジュールの記載例

現段階での大まかな計画で大丈夫です。
活動内容欄に作業内容を記入し年度ごとに割り振ってください。
作業回数は不明な場合は記入しなくてもいいです。

活動内容	R8	R9	R10	R11	R12
（獣害対策） ネット柵	区画①②柵設置				
（植栽準備）	区画①刈払い	区画②刈払い			
（植栽）		区画①春植栽 秋植栽	区画②春植栽 秋植栽		
（下刈）			区画①	区画①②	区画①②
（その他）	植生調査１回 苗木準備	植生調査１回 種拾い 苗木準備	植生調査１回	植生調査１回	植生調査１回